

## 平泉町観光振興計画策定委員会設置要領

## (趣旨)

第1 この要領は、平泉町観光振興計画（以下「計画」という。）の策定作業の円滑な推進を図るために設置する平泉町観光振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本方針の策定に関すること
- (2) 方策等の策定に関すること
- (3) その他計画について必要と認められる事項

## (組織)

第3 委員会は13名以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光関係者
- (3) 商業関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 住民代表者

2 委員の任期は、計画策定の終了までとする。

## (委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から町長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 委員会は町長が召集する。

2 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (事務局)

第6 委員会の事務局は、観光商工課に置くものとする。

## (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が定めるものとする。

## 附則

この要領は、平成24年7月10日から施行する。

要領第3条第1項の規定により委嘱する委員の依頼先

1	委員長 (学識経験者)	地元大学の観光・都市計画関係教授
2	委員 ( " )	景観・地域づくり関係の代表者
3	委員 (観光関係者)	地元経済研究機関
4	委員 ( " )	中尊寺の代表者
5	委員 ( " )	毛越寺の代表者
6	委員 ( " )	宿泊施設の代表者
7	委員 ( " )	飲食施設の代表者
8	委員 ( " )	観光協会の代表者
9	委員 (商業関係者)	商工会の代表者
10	委員 (農業関係者)	グリーンツーリズム協議会の代表者
11	委員 ( " )	農業担い手組織の代表者
12	委員 (住民代表者)	町婦協の代表者
13	委員 ( " )	一般公募